住所　兵庫県尼崎市南塚口町５丁目11番１－406号
金竜也　昭和63年５月27日生
住所　兵庫県西脇市野村町1380番地
高将敬　昭和60年５月６日生
住所　埼玉県新座市畑中１丁目10番57－1111号
㊒炳券　昭和31年７月８日生
琴善榮　昭和34年２月２日生
㊒彬　昭和62年３月18日生
㊒俊　平成７年６月19日生
住所　東京都台東区上野７丁目９番１
許順姫　昭和55年６月12日生
住所　東京都台東区竜泉２丁目19番16－201号
劉沫　昭和60年11月19日生
住所　東京都西東京市東町２丁目16番25号
高彬秦　昭和61年８月８日生
住所　東京都品川区大井２丁目11番12号
金洋子　昭和51年１月10日生
金瑚瑚　平成22年９月１日生
住所　東京都世田谷区等々力６丁目20番１号
李景成　昭和57年９月２日生

○外務省告示第六十一号

平成二十六年二月九日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十一億八千六百万円
3　署名者
日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使
国際連合児童基金側　アキール・アイヤー在アフガニスタン事務所代表

平成二十六年二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第五十四号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

○財務省・経済産業省告示第四号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十五日付けで同項の指定金融機関を次のとおり指定したので、同法第四十二条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

一　指定金融機関の商号又は名称
株式会社日本政策投資銀行
二　指定金融機関の住所
東京都千代田区大手町一丁目九番六号
三　指定金融機関の事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地
本店　東京都千代田区大手町一丁目九番六号
北海道支店　北海道札幌市中央区北三条西四丁目一番地
東北支店　宮城県仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
新潟支店　新潟県新潟市中央区東堀前通六番町千五十八番地一
北陸支店　石川県金沢市広岡三丁目一番一号
東海支店　愛知県名古屋市中区丸の内一丁目十七番十九号
関西支店　大阪府大阪市中央区今橋四丁目一番一号
中国支店　広島県広島市中区袋町五番二十五号
四国支店　香川県高松市亀井町五番地の一
九州支店　福岡県福岡市中央区天神二丁目十二番一号
南九州支店　鹿児島県鹿児島市東千石町一番三十八号

○文部科学省告示第十八号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一の一の㈠のア中「寄附者が」を削る。

第一の三中㈨を㈩とし、㈤から㈧までを㈥から㈨までとし、㈣を㈤とし、㈤の次に次のように加える。

㈣　理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていること。

第一の三中㈢を㈣とし、㈡の次に次のように加える。

㈢　理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。

第一の四中「期間」の下に「（第一の四の㈡において「特定期間」という。）」を加え、第一の四を第一の四の㈠とし、第一の四に次のように加える。

㈡　第一の四の㈠の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

第二の四の㈢中「学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる」を「学校等の管理運営において、適正を欠く」に改め、第二の四の㈢に次のように加える。

エ　インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

第二の五中「期間」の下に「（第二の五の㈡において「特定期間」という。）」を加え、第二の五を第二の五の㈠とし、第二の五に次のように加える。

㈡　第二の五の㈠の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四七八	九七六	六四七	一一、九五二（九、五四二）	三、三九九（一、七八一）
合計	五一三	一、六七六	七八四	一八、六二四（一四、五一一）	五、一六一（二、四二五）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七一七	一、三〇九	九四五	一三、八四六（一〇、七七〇）	三、七二九（一、八四二）
合計	七八五	二、七〇八	一、二一八	二二、七八五（一七、一五九）	六、一二二（二、四八六）

別表第一の一の㈢の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二三二	三一三	二五六